

国民健康保険被保険者証等の取扱いについて

令和 6 年 12 月 2 日以降、洲本市国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の新規発行及び再発行を終了し、「資格確認書」「資格情報のお知らせ」の交付を開始しました。

Ⅰ. 資格確認書と資格情報のお知らせについて

(Ⅰ) 資格確認書

マイナ保険証によりオンライン資格確認を受けることができない状態にある方に交付する

＜様式等（兵庫県統一）＞

- ・カード型で 1 年更新とする
- ・R7 年度は若竹色、4 年周期で変更する
- ・現在の被保険者証との違いは「被保険者証」⇒「資格確認書」に記載が変更

ア) 本人の申請によらず交付する対象者

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを健康保険証としての利用登録をしていない方
- ・マイナ保険証の利用登録解除を申請した方、登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方、マイナンバーカードの返納者
- ・DV 被害者などでマイナポータルや医療機関での閲覧ができない設定をされている方
- ・申請により資格確認書が交付された要配慮者の資格確認書を更新する場合等

イ) 本人の申請により交付する対象者

- ・マイナンバーカードを紛失した方
- ・マイナ保険証で受診が困難な方（介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど）

(Ⅱ) 資格情報のお知らせについて

マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易にできるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時（70 歳以上の被保険者のみ）などに交付する

マイナ保険証がカードリーダー不具合などで使えない際に、健康保険資格を示す補助的役割を果たす（マイナポータルからダウンロードした健康保険の資格情報も同様の機能を果たす）

< 交付対象者 >

マイナ保険証を保有している方

(ただし、資格確認書が交付されたものは除く)

※新規資格取得時のほか、負担割合の変更時や有効期限更新時等に更新したものを交付する

< 様式等 (兵庫県統一) >

A4 サイズ

2. マイナ保険証移行時の流れ

(1) 12月1日(日)まで

- ・被保険者証は、12月1日(日)まで発行
- ・経過措置により、記載事項に変更がなければ、現在の健康保険証を最長で令和7年7月31日まで使用できる

(2) 12月2日(月)以降

- ・「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の発行開始
- ・新たに国保に加入する方、被保険者証を紛失した方等に、マイナ保険証の保有状況に応じて、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の発行を開始
(※マイナ保険証：健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード)

(3) 令和7年8月1日更新時

- ・「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を一斉交付する

3. 短期被保険者証・資格証明書について

- ・現在送付しているものについては、経過措置により有効
- ・12月2日以降「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を発行する
- ・納付勧奨や相談の機会の確保などの取組みを行ってもなお保険税を納付しない場合は、特別な事情がある場合を除き、償還払いである特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を発行する
- ・資格確認書等には特別療養費の対象者である旨を記載する

4. 各種医療証等の取扱い

(1) 高齢受給者証【70歳の誕生日の翌月から利用可能(1日生まれの方は誕生月)】

- ・本市は被保険者証と一体型
- ・医療機関においてマイナ保険証により一部負担割合を確認できる

(2) 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証

- ・ 本人からの申請に基づき発行を継続する（マイナ保険証の方にも交付できる）
- ・ 医療機関においてマイナ保険証により負担区分が確認できる
- ・ 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証やマイナ保険証がなくても、医療機関は被保険者の同意を得て、オンライン資格確認によって負担区分を確認できる

(3) 特定疾病療養受療証

- ・ 本人からの申請に基づき発行を継続する（マイナ保険証の方にも交付できる）
- ・ 医療機関において、マイナ保険証により確認できる

5. マイナ保険証の利用登録解除について

- ・ 10月28日より受け付けを開始している
- ・ 解除については加入している健康保険の保険者に申請する
- ・ 入力月の翌月末日に、登録解除が実行される

6. 後期高齢者医療被保険者証の取扱いについて

- ・ 令和7年8月年次更新までの間の暫定的な運用として、マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず、以下の対象者には資格確認書を交付する。
 - ・ 新規資格取得者
 - ・ 券面変更が生じた被保険者
 - ・ 再交付希望者

※特定疾病療養受療証以外で、券面変更または再交付申請があった場合、現在の証を回収し、資格確認書を交付する。

※令和7年7月末までは、資格情報のお知らせは発行しない。
- ・ 転入・再交付などで資格確認書交付申請をいただいた際、任意記載を選択すると、限度額適用認定区分が記載された資格確認書が出力される。
- ・ 限度額適用認定書と資格確認書が、資格確認書と一体型になっている。
- ・ 登録解除申請は12月9日から入力可能。解除は2～3か月後となる。
- ・ 解除申請をした方のうち、任意記載事項希望有の場合は資格確認書を交付するが、任意記載事項記載希望なしの場合は、資格確認書を交付せず、現在の健康保険証を使用してもらう。
- ・ 特定疾病療養受療証は国保と同じ。

(白紙)

656-0025
兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

洲本 太郎 様



洲本市役所 保険医療課 国保年金係
〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号
電話 (0799) 22-3321

↓ここからはがしてください。

兵 国 民 格 賞 生 年 月 日	庫 健 康 保 認 書	有 効 期 限	令 和 7 年 7 月 3 1 日
適 用 開 始 年 月 日	令 和 2 8 年 1 月 1 日	発 効 期 日	令 和 6 年 1 2 月 2 日
交 付 年 月 日	令 和 6 年 1 2 月 2 日	記 号	番号 0552026 (枝番) 01
世 帯 主 氏 名	洲 本 太 郎	性 別	男
住 所	兵庫県洲本市本町三丁目4番10号	負 担 割 合	2 割
保険者番号 280065		交付者名 洲本市	

見本

兵庫県 洲本市

656-0025
兵庫県洲本市本町三丁目 4 番 1 0 号

(お問い合わせ先)

洲本 太郎 様

656-8686
兵庫県洲本市本町三丁目 4 番 1 0 号
洲本市 市民生活部 保険医療課
電話 0799-24-7635



資格情報のお知らせ

交付者名 : 洲本市
保険者番号 : 280065

有効期限 令和 7年 7月31日

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号		番号	0552026 (枝番) 01
氏名	洲本 太郎		
フリガナ	スモト タロウ		
負担割合 (70歳以上のみ記載)	2 割		
発効期日	令和 6年12月 2日		
適用開始年月日	令和 6年12月 2日		
交付年月日	令和 6年12月 2日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下記の切り取り箇所も同様)
スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。

(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。)

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和 6年12月 2日 発行

交付者 : 洲本市

保険者番号 : 280065

有効期限 令和 7年 7月31日

記号 番号 0552026 (枝番) 01

氏名 洲本 太郎

負担割合 2割 発効期日 令和 6年12月 2日

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です



マイナンバーカードの 保険証利用解除を申請された方へ

解除の確認方法

自宅で

スマートフォン等を利用し、
マイナポータルから確認する



市役所で

本庁舎1階市民協働課の端末で確認する
(五色庁舎、由良支所でも確認できます)



※ **解除完了のご連絡は行いません**ので、2～3か月後に各自でご確認ください

※ 申請後の流れについては裏面をご覧ください

マイナポータルからの確認方法

① マイナポータルへログイン



<https://myna.go.jp/>

マイナポータル

検索

② 資格情報を確認



※ 解除されていない場合は、
「登録済」と表示されます



お問合せ先

洲本市役所 市民生活部 保険医療課

国民健康保険

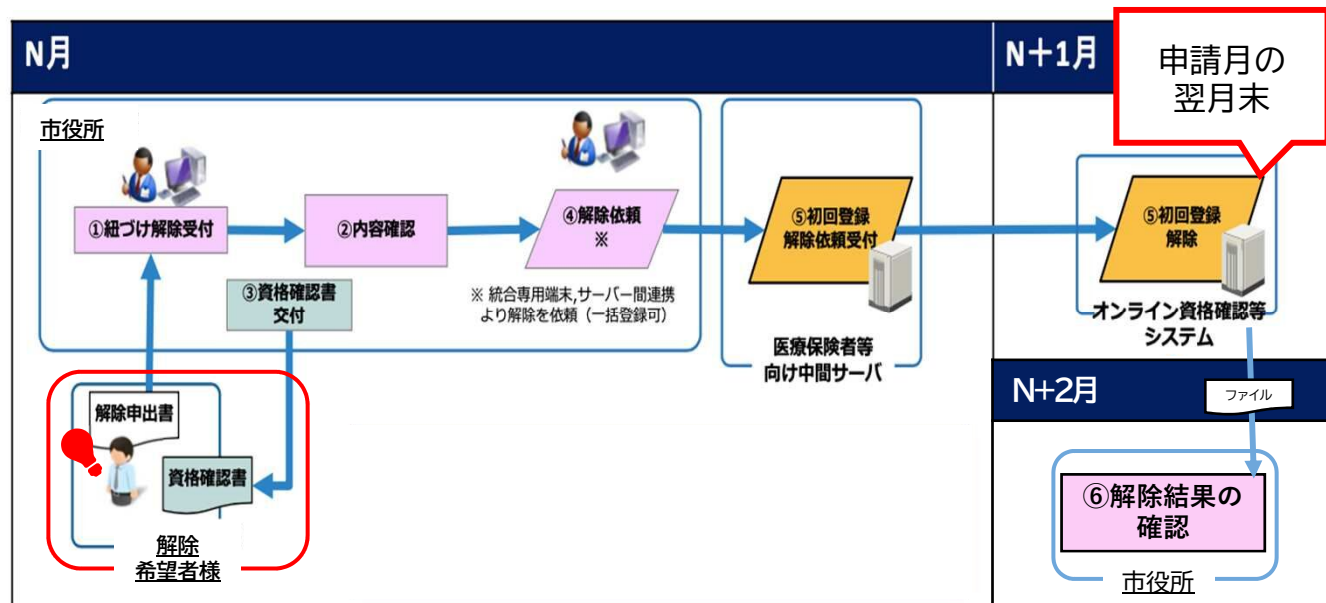
0799-24-7635

後期高齢者医療制度

0799-24-7608

マイナンバーカード保険証利用登録解除の流れ

令和6年10月9日事務連絡 マイナ保険証利用登録解除の運用について(厚生労働省保健局)



解除申請後の注意

- マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことはできなくなります
- 医療機関・薬局を受診される際には資格確認書の提示が必要です
- 医療費が高額になることが見込まれるときは、限度額適用認定証の交付を受け、医療機関に提示することで、自己負担が限度額までとなります
- 解除申請後から解除がなされるまでの間に、別の医療保険者等に異動した場合は、異動後の医療保険者等に対して解除申請を行った旨を申し出るとともに、資格確認書の申請を行うようにしてください

再登録



保険証の利用登録を解除した後も、再度利用登録の手続を行うことは可能です

健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関や薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます